

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

第3節 歴史的・文化的環境の保全

第1 文化財等の保護・活用

1 指定文化財の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

県文化財保護審議会委員等による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを文化財に指定します。また、県文化財調査員による文化財パトロールを実施します。

(2) 斎宮跡の歴史ロマン再生

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るために、文化庁の地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）の採択を受け、史跡斎宮跡1／10模型整備などの大規模な史跡整備を行います。

2 埋蔵文化財の調査・保存

(1) 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成12年度発掘調査予定（本調査のみ）

開発事業者	遺跡数	面積(m ²)	備 考
県 農 林 水 産 商 工 部 関 連	6	11,150	農林水産商工部執行委任、 農家負担分は教育費で国庫補助
県 土 整 備 部 関 連	10	14,240	県 土 整 備 部 執 行 委 任
東 海 環 状 自 動 車 道	3	3,000	
中 势 道 路	1	1,690	
近 織 自 動 車 道 関 連	11	39,027	
宮 川 用 水	3	1,460	
合 計	34	70,567	

(2) 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館が、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を1地区で1,100m²行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムを構築を推進します。

3 史跡等指定地域の公有地化の推進

(1) 史跡等指定地域の保存・活用

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡や美旗古墳群等の土地買上及び赤木城跡ほか2件の史跡整備に対し補助を行います。

4 自然資産や歴史文化資産の保存・活用

(1) 奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進

奥伊勢地域の貴重な自然資産や歴史文化資産の保存と活用を図るため、『奥伊勢フィールド・ミュージアム基本計画書』に基づき、奥伊勢地域（大台町、勢和村、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村）の天然記念物・希少動植物等の貴重な自然や身近な自然、その自然と密着して暮らす人々の生活と歴史文化遺産を対象とした奥伊勢フィールド・ミュージアムの実現に向けて計画を推進します。

第2 歴史的・文化的景観の保全・活用

1 歴史・文化的景観の保全・活用

(1) 伝統的建造物群や国・県指定文化財（建造物及び史跡）の保存・整備

関町関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物及び史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

2 歴史の道・水路等の保全・整備

住民や企業、民間団体、市町村等と一層の連携を図り、街道構想推進のための次の事業を行います。

① 歴史街道ワーキング事業

各生活創造圏における街道構想の推進計画策定を促進します。

② 三重まるごとミュージアム推進事業

津・久居地域、東紀州地域で「まちかど博物館」づくりを推進します。

③ 博人館整備事業

鈴鹿・亀山地域で「博人」のネットワークづくりを支援します。

④ その他

- ・12街道の歴史街道ウォーキングマップの作成
- ・街道構想推進事業支援補助金による支援

■ 第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造 【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

(1) 歴史の道整備・活用

平成9～11年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅱ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業を支援します。本年度は熊野街道（八鬼山道）の整備事業を支援します。